

○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	2
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	3
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	4
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	5
○	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	7
○	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	8
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	9
○	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	10
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	12
○	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	13
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	14
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	15
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第十四条関係）	．．．．．	21
○	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	22
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第十六条関係）	．．．．．	23
○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）（第十七条関係）	．．．．．	24
○	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）（第十八条関係）	．．．．．	25
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第十九条関係）	．．．．．	26
○	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第二十条関係）	．．．．．	27

○	民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）（抄）（第二十一条関係）	28
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第二十二条関係）	30
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）（第二十三条関係）	32
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）（第二十四条関係）	34
○	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）（第二十五条関係）	36
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第二十六条関係）	37
○	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第二十七条関係）	39
○	あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）（第二十八条関係）	40
○	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（抄）（第二十九条関係）	41
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）（第三十条関係）	42
○	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）（第三十一条関係）	44
○	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第三十二条関係）	45
○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第三十三条関係）	46
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第三十四条関係）	47
○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（第三十五条関係）	67
○	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）（第三十六条関係）	68
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第三十七条関係）	69
○	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（抄）（第三十八条関係）	70
○	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）（抄）（第三十九条関係）	71
○	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）（第四十条関係）	72
○	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）（第四十一条関係）	73
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）（第四十二条関係）	74
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）（第四十三条関係）	75
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）	

○	(第四十四条関係)	．．．．．	76
○	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)(抄)(第四十五条関係)	．．．．．	77
○	建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)(第四十六条関係)	．．．．．	78
○	水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)(抄)(第四十七条関係)	．．．．．	79
○	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)(第四十八条関係)	．．．．．	80
○	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)(抄)(第四十九条関係)	．．．．．	82
○	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)(第五十条関係)	．．．．．	83
○	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)(抄)(第五十一条関係)	．．．．．	85
○	土地収用法(昭和二十六年法律第百十九号)(抄)(第五十二条関係)	．．．．．	87
○	宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)(抄)(第五十三条関係)	．．．．．	88
○	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)(抄)(第五十四条関係)	．．．．．	90
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)(抄)(第五十五条関係)	．．．．．	91
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)(抄)(第五十六条関係)	．．．．．	92
○	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)(第五十七条関係)	．．．．．	93
○	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)(抄)(第五十八条関係)	．．．．．	95
○	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)(抄)(第五十九条関係)	．．．．．	96
○	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)(抄)(第六十条関係)	．．．．．	97
○	幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)(抄)(第六十一条関係)	．．．．．	98
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)(第六十二条関係)	．．．．．	101
○	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)(抄)(第六十三条関係)	．．．．．	104
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(抄)(第六十四条関係)	．．．．．	105
○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)(第六十五条関係)	．．．．．	106

○	自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）（抄）（第六十六条関係）	．．．．．
○	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（抄）（第六十七条関係）	．．．．．
○	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（第六十八条関係）	．．．．．
○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第六十九条関係）	．．．．．
○	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）（附則第八条関係）	．．．．．
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）（抄）（附則第九条関係）	．．．．．
○	国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第　　号）（抄）（附則第十条関係）	．．．．．

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車等の運転禁止等の報告）</p> <p>第一百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第三百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、<u>国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。</u></p>	<p>（自動車等の運転禁止等の報告）</p> <p>第一百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第三百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 其他都道府県知事が必要と認めて任命する者</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（都道府県交通安全対策会議の組織等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定） 第四十条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に<u>関し意見を付すことができる。</u></p> <p>3 5（略）</p>	<p>（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定） 第四十条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画を<u>検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p>3 5（略）</p>

改正案	現行
<p>（組織等）</p> <p>第二十一条（削る）</p> <p>委員会の委員（以下この条及び次条第二項において「委員」という。）は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。</p> <p>第二百九十二条 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（組織等）</p> <p>第二十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>第二百九十二条 第二十一条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二百六十三条の二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（削る）</p> <p>③ 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。</p> <p>（設置の勧告等）</p> <p>第二百八十五条の二（略）</p> <p>2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、<u>総務大臣に</u></p> <p>報告し</p> <p>なければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>第二百六十三条の二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。</p> <p>④ 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。</p> <p>（設置の勧告等）</p> <p>第二百八十五条の二（略）</p> <p>2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、<u>総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告し</u></p> <p>なければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>

法律	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	(略)
事務	(略)	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務	(略)
法律	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	(略)
事務	(略)	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を添える事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務	(略)

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>(消防職員の任命) 第十五条 (略)</p> <p>2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(推進計画及び都道府県知事の関与等) 第三十三条 (略) 2～4 (略) (削る)</p>	<p>(消防職員の任命) 第十五条 (略)</p> <p>2 消防長及び消防署長は、政令 で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>(新設)</p> <p>(推進計画及び都道府県知事の関与等) 第三十三条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならぬ旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（道府県固定資産評価審議会） 第四百一条の二（略） 2・3（略） （削る）</p> <p>4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>	<p>（道府県固定資産評価審議会） 第四百一条の二（略） 2・3（略）</p> <p>4 道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以内で組織する。</p> <p>5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。</p> <p>6 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>

改正案	現行
<p>（修学部分休業）</p> <p>第二十六条の二 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、<u>当該修学に必要な認められる期間として条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（高齢者部分休業）</p> <p>第二十六条の三 任命権者は、<u>高齢者として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、</u>条例で定めるところにより、<u>当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日</u>（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢</p>	<p>（修学部分休業）</p> <p>第二十六条の二 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、<u>二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（高齢者部分休業）</p> <p>第二十六条の三 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、<u>条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼつた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部につい</u></p>

者部分休業」という。)を承認することができる。

2
(略)

て勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認
することができる。

2
(略)

改正案	現行
<p>（委任の公示等）</p> <p>第四条の四 第四条第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、 は、、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任の撤回の通知等）</p> <p>第四条の十五 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を 公示しなければならぬ。</p>	<p>（委任の公示等）</p> <p>第四条の四 第四条第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任の撤回の通知等）</p> <p>第四条の十五 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならぬ。</p>

○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>（総合整備計画の策定等） 第三条（略） 2～6（略） （削る） 7・8（略）</p>
現行	<p>（総合整備計画の策定等） 第三条（略） 2～6（略） 7 都道府県知事は、都道府県計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。</p> <p>8・9（略）</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（抄）（第十二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を周知するよう努めなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（報告の請求等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、周知するよう努めなければならない。</p>	<p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（報告の請求等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七條）</p> <p>第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）</p> <p>第七章～第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（定款）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 定款 の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、第三十一条の規定による検討の結果に基づいて特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七條）</p> <p>第七章～第十章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（定款）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 定款（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。</p>

地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下この章において「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となった者

（設立団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同項の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該

定款変更後の法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の定款変更前の法人の職員としての引き続きしたる在職期間（定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続きしたる在職期間）を当該定款変更後の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が定款変更

（新設）

（新設）

前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の

法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となった者のうち当該定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであって、その退職した日まで当該定款変更前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける定款変更後の法人の職員については、適用しない。

（労働組合についての経過措置）

第六十七条の六 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律

（新設）

（新設）

第五条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第六十七条の七 第六十七条の二に規定する場合において、定款変更日前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に対する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に労働委員会に係属している定款変更前の法人とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及

（新設）

び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>（社会教育委員の設置）</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>（社会教育委員の委嘱の基準等）</p> <p>第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に<u>関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>	<p>（社会教育委員の構成）</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>教育委員会が委嘱する。</p> <p>（社会教育委員の定数等）</p> <p>第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、<u>当該地方公共団体の条例で定める。</u></p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議會は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議會は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略） 2～7（略） 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。 9（略）</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略） 2～7（略） 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。 9（略）</p>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）（第十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教科用図書選定審議会）</p> <p>第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。</p>	<p>（教科用図書選定審議会）</p> <p>第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。</p>

改正案	現行
<p>第三十一条 労働委員会による労働争議の仲裁は、三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。</p> <p>第三十一条の四（略）</p> <p>② 仲裁委員会は、仲裁委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>③（略）</p>	<p>第三十一条 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員二人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。</p> <p>第三十一条の四（略）</p> <p>② 仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>③（略）</p>

改正案	現行
<p>（組織）</p> <p>第九条 児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。</p> <p>② 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>③ 児童福祉審議会の臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。</p> <p>④ 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。</p>	<p>（組織）</p> <p>第九条 児童福祉審議会は、委員二十人以内で、これを組織する。</p> <p>② 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>③ 児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。</p> <p>④ 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に通知しなければならない。</u></p> <p>第二十四條 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>	<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>第二十四條 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。</p> <p>2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p>	<p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。</p> <p>（新設）</p>
<p>第五条 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。</p>
<p>第八条 （略）</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。</p>	<p>第八条 （略）</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一 市町村の議会の議員</p> <p>二 民生委員</p>

3
・
4

(略)

3
・
4

(略)

- 三| 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四| 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五| 教育に関係のある者
- 六| 関係行政機関の職員
- 七| 学識経験のある者

改正案	現行
<p>第七條（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分^レの決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み^レ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第七條（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分^レの決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に^レかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分^レの決定についての意見を記載した報告書を作成し、</p>

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分^レの決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み^レ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分^レの決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に^レかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分^レの決定についての意見を記載した報告書を作成し、</p>

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第十五条（略） 2～5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>8～12（略）</p> <p>13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。こ</p>	<p>第十五条（略） 2～5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>8～12（略）</p> <p>13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚</p>

の場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第七条の五 第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験事務の委任の解除）</p> <p>第七条の十六 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第七条の五 第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験事務の委任の解除）</p> <p>第七条の十六 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、<u>厚生労働大臣に報告するとともに、</u>公示しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(委員)</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第九条 (新設)</p> <p>地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替</p>

えるものとする。

改正案	現行
<p>（麻薬中毒審査会） 第五十八条の十三（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（麻薬中毒審査会） 第五十八条の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>4 委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

○ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（栽培の許可） 第十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、 <u>意見があるときはその意見を付して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。</u></p>	<p>（栽培の許可） 第十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、 意見を附して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。</p>

○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（献血推進計画）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（献血推進計画）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分^にの決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>10 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>11～15（略）</p> <p>16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存する</p>	<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分^にの決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>10 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>11～15（略）</p> <p>16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存する</p>

とともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該
意見を報告書に記載しなければならない。

17
～
19
(略)

とともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、
厚生労働大臣に提出しなければならない。

17
～
19
(略)

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（特定建築物についての届出） 第五条（略） 2・3（略） （削る）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（特定建築物についての届出） 第五条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働局長に通知するものとする。</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（計画の進捗状況に関する評価）</p> <p>第十一条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うものとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の実績に関する評価）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を、公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（計画の進捗状況<small>もくご</small>に関する評価）</p> <p>第十一条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うものとともに、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の実績に関する評価）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、<u>厚生労働大臣に報告するとともに</u>、公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特例居宅介護サービス計画費の支給）</p> <p>第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数</p> <p>二 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（特例居宅介護サービス計画費の支給）</p> <p>第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p>

の

3|5| (略)

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三 (略)

2| 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並び

2|4| (略)

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三 (略)

(新設)

に秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3) 5) (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四条)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三、第一百五十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に

2) 4) (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分

納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十二条第二項第五号の三、第一百五十二条の三及び第一百五十二条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

三〇八（略）

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第七十九条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三（略）

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四・四の二（略）

四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処

に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十二条の二第二項第五号の三及び第一百五十二条の二十二第二項第五号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

三〇八（略）

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第七十九条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三（略）

（新設）

四・四の二（略）

四の三 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収

分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するため、の当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消

等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日まで、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。同号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五の二〇六の二 (略)

六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の前日六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 (略)

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

五の二〇六の二 (略)

(新設)

七 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号、第四号の二又は前号に該当する者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第一百五条の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の

期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第一百五十二条第二項第八号ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者

二 第八十四条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（新設）

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3| 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3| 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一| 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二| 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4| 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5・6| (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者

(新設)

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

(新設)

3| 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4・5| (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者

による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 (略)

- 三 第八十一条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 (略)

- 三 第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

当該便宜の提供を適正に行うこと。

255 (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 十二 (略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

当該便宜の提供を適正に行うこと。

255 (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号、第四号の二又は第八号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 十二 (略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

3 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

3 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三 (略)

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 四の三 (略)

五 申請者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 (略)

(新設)

四 四の三 (略)

五 申請者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

該当する場合を除く。

五の二〜六の二 (略)

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 (略)

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

五の二〜六の二 (略)

(新設)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

七 (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号、第四号の二又は前号に該当する者

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

ニ 第百十五条の二十九の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知

九| 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3| 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4| (略)

第百十五條の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ| 第六号に規定する期間内に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(新設)

(新設)

3| (略)

第百十五條の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 | 6 | (略)

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

(新設)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 5 | (略)

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支

援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第百十五條の二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例

援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第百十五條の二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令

で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二 (略)

三 第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百十五條の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八條第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五～十一 (略)

で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 (略)

三 第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百十五條の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八條第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項第四号、第四号の二又は第八号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十四第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五～十一 (略)

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 5 (略)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2 3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6 9 (略)

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第五項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 5 (略)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2 3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(新設)

5 8 (略)

(実施の委託)

第百十五条の四十七 (略)

2 (略)

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4～8 (略)

(合議体)

第百八十九条 (略)

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する者をもって構成する合議体で取り扱う。

3 前項の合議体を構成する委員の定数は、都道府県の条例で定める数とする。

第二百五条 (略)

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第六十九条の十七第一項、第六十九條の二十八第一項、第六十九条の三十七、第百十五條の三十八第一項(第百十五條の四十二第三項において準用する場合を含む。)又は第百

(実施の委託)

第百十五条の四十七 (略)

2 (略)

3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4～8 (略)

(合議体)

第百八十九条 (略)

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する三人をもって構成する合議体で取り扱う。

(新設)

第二百五条 (略)

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第六十九条の十七第一項、第六十九條の二十八第一項、第六十九条の三十七、第百十五條の三十八第一項(第百十五條の四十二第三項において準用する場合を含む。)又は第百

十五條の四十六第七項（第一百五條の四十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第四項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第四項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第一百條第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（略）

十五條の四十六第六項（第一百五條の四十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第三項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第三項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第一百條第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（略）

改正案	現行
<p>（構成） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者六人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、四人）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（構成） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人）</p> <p>4～6（略）</p>

改正案	現行
<p>（選挙の単位）</p> <p>第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、農家数又は農地面積を考慮し、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>（選挙の単位）</p> <p>第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>（組織） 第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。 2～4 （略）</p>
現行	<p>（組織） 第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以内で組織する。 2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定の手續及び報告）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告するよう努めなければならない。</p>	<p>（指定の手續及び報告）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたてなければならぬ。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表するよう努めなければならない。</p> <p>（生産出荷近代化計画の変更）</p> <p>第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出るよう努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。この場合において、同項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。</p>	<p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めなければならない。</p> <p>（生産出荷近代化計画の変更）</p> <p>第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（許可の申請） 第十六条（略）</p> <p>2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（卸売業務の許可） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県知事に進達しなければならない。</p>	<p>（許可の申請） 第十六条（略）</p> <p>2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（卸売業務の許可） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは「当該地方卸売市場」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（農用地利用規程）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。</p> <p>9・10（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六条第五項</u>、<u>第七条第一項及び第四項</u>（第八条第二項において準用する場合を含む。）、<u>第八条第一項</u>、<u>第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は</u>、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u></p>	<p>（農用地利用規程）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>9・10（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六条第六項</u>、<u>第七条第一項及び第四項</u>（第八条第二項において準用する場合を含む。）、<u>第八条第一項</u>、<u>第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は</u>、<u>地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u></p>

改正案	現行
<p>（試験事務の委任） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3（略）</p>	<p>（試験事務の委任） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>第三十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。</p>	<p>第三十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。次項、第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。</p>

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第四十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>第三十八条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 （略）</p>
現行	<p>第三十八条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>

○ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）（抄）（第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（振興計画） 第四条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に関し意見を付すことができる。</p>	<p style="text-align: center;">（振興計画） 第四条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して、経済産業大臣に送付するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（審査会の組織）</p> <p>第二十五条の二 中央審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。</p> <p>2 審査会の委員（以下この章において単に「委員」という。）は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（監督処分の公告等）</p> <p>第二十九条の五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（審査会の組織）</p> <p>第二十五条の二 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（監督処分の公告等）</p> <p>第二十九条の五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 建設業者監督処分簿は、第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）に規定する閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県水防協議会）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県水防協議会は、<u>会長及び委員をもつて組織する。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（水防協議会）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定管理団体の水防協議会は、<u>会長及び委員をもつて組織する。</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p>（都道府県水防協議会）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県水防協議会は、<u>会長一人及び委員十五人以内で組織する。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（水防協議会）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定管理団体の水防協議会は、<u>会長一人及び委員二十五人以内で組織する。</u></p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（公開による意見の聴取）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、同項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>（建築審査会の組織）</p> <p>第七十九条 建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の五（略）</p> <p>2 第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部</p>	<p>（公開による意見の聴取）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、これに対する意見及び前項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>（建築審査会の組織）</p> <p>第七十九条 建築審査会は、委員五人又は七人をもつて、組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の五（略）</p> <p>2 第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を添える事務に係る部</p>

分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（建築士審査会の組織）</p> <p>第二十九条 中央建築士審査会は、委員十人以内をもつて組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の委員（以下単に「委員」という。）並びに前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。</p>	<p>（建築士審査会の組織）</p> <p>第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以内をもつて組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。</p>

改正案	現行
<p>（委員会） 第三十五条（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>（収支報告） 第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。</p> <p>（港湾管理者の協議会の設置等） 第五十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、その加入する第一項の協議会の設置の有無について報告を求め、及び当該協議</p>	<p>（委員会） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 港湾管理者としての地方公共団体は、第一項の委員会を設置したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（収支報告） 第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>（新設） （港湾管理者の協議会の設置等） 第五十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 港湾管理者は、第一項の協議会の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>

4・5 (略) 会が設置された場合には、その規約の提出を求めることができる。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、<u>遅滞なく、政令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>（地籍調査に関する都道府県計画等）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項の事業計画が定められた場合においては、<u>都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。</u></p> <p>（事業計画の実施等）</p> <p>第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、<u>前条第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、<u>遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。</u></p> <p>（地籍調査に関する都道府県計画等）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項の事業計画が定められた場合においては、<u>都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。</u></p> <p>（事業計画の実施等）</p> <p>第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、<u>前条第五項の規定により公示された事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。</u></p> <p>2（略）</p>

(標識等の保全)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知するよう努めなければならない。

(標識等の保全)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知しなければならない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（事業の認定の告示）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（事業の認定の告示）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、<u>国土交通大臣の要求があつた場合において</u>は、事業の認定に関する書類の写を送付しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）</p> <p>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十九条）</p> <p>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</p> <p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（<u>第二十六条</u>―<u>第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（宅地造成工事規制区域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）</p> <p>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十九条）</p> <p>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</p> <p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条―<u>第二十六条</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第二十七条</u>―<u>第三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（宅地造成工事規制区域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。</p>

4
(略)

(削る)

第二十五条 (略)

第七章 罰則

第二十六条～第三十条 (略)

4
(略)

(権限の委任)

第二十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第二十六条 (略)

第七章 罰則

第二十七条～第三十一条 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損失補償の申請） 第十一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、同項の申請書の内容について意見があるときはその意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、<u>第一項の申請書</u>を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p>	<p>（損失補償の申請） 第十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、<u>前項の書類</u>を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号)(抄)(第五十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体) 第十二条 (略) 2 (略) (削る)</p>	<p>(土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体) 第十二条 (略) 2 (略) 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び関係各大臣に通知するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（都市計画の告示等）</p> <p>第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣の定める都市計画）</p> <p>第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五条、第十五条の二、第十七条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の三中「都道府県」とあり、並びに第十九条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十一条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十条第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国</p>	<p>（都市計画の告示等）</p> <p>第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては国土交通大臣及び都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣の定める都市計画）</p> <p>第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五条、第十五条の二、第十七条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の三中「都道府県」とあり、並びに第十九条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十一条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十条第一項中「都道府県にあつては国土交通大臣」とあるのは「国</p>

国土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」とする。

2・3 (略)

(開発審査会)

第七十八条 (略)

2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3～8 (略)

国土交通大臣にあつては関係都府県知事」とする。

2・3 (略)

(開発審査会)

第七十八条 (略)

2 開発審査会は、委員五人又は七人をもつて組織する。

3～8 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（評価員）</p> <p>第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（評価員）</p> <p>第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（許可申請の手続）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事へ送付しなければならない。この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>（土地利用審査会）</p> <p>第三十九条</p> <p>2（略）</p> <p>3 土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。</p> <p>4～10（略）</p>	<p>（許可申請の手続）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、その意見を付して、これを都道府県知事へ送付しなければならない。</p> <p>（土地利用審査会）</p> <p>第三十九条</p> <p>2（略）</p> <p>3 土地利用審査会は、委員七人で組織する。</p> <p>4～10（略）</p>

改正案	現行
<p>（行為の届出等）</p> <p>第十条 沿道地区計画の区域（第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次条第一項の権利に係る土地において当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号の国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>2・3（略）</p> <p>（沿道整備権利移転等促進計画の公告）</p>	<p>（行為の届出等）</p> <p>第十条 沿道地区計画の区域（第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次条第一項の権利に係る土地において当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号の国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>2・3（略）</p> <p>（沿道整備権利移転等促進計画の公告）</p>

第十条の四 (略)

(削る)

(公告の効果)

第十条の五 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十条の六 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の

第十条の四 (略)

2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、第十条の二第四項の同意を得た沿道整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

(公告の効果)

第十条の五 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十条の六 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の

適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（行為の届出等）</p> <p>第三十三条 防災街区整備地区計画の区域（地区防災施設の区域（特定地区防災施設が定められている場合にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画）又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第三十六条の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（行為の届出等）</p> <p>第三十三条 防災街区整備地区計画の区域（地区防災施設の区域（特定地区防災施設が定められている場合にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画）又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十六条 (略)

(削る)

(公告の効果)

第三十七条 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八条 第三十六条の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。

(防災街区整備審査会)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 防災街区整備審査会は、五人以上であつて施行規程で定める数の委員

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十六条 (略)

2 市町村は、都市計画法第十九条第三項に規定する政令で定める事項に係る権利の移転等をその内容とする防災街区整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(公告の効果)

第三十七条 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八条 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。

(防災街区整備審査会)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行

4・5 (略)
をもって組織する。

4・5 (略)
規程で定める数の委員をもって組織する。

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）（第六十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(使用の認可の告示等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない</p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用の認可の告示等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（第六十四条関係）（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（建築物特定事業の実施） 第三十五条（略） 2～4（略） （削る） 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>（建築物特定事業の実施） 第三十五条（略） 2～4（略） 5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付され た建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。 6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（軌道運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（道路運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（海上運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わな</p>	<p>（軌道運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（道路運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（海上運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わな</p>

ればならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～8 (略)

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二條 (略)

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならぬ。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～9 (略)

ればならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～8 (略)

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二條 (略)

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならぬ。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～9 (略)

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>（指定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（組織等）</p> <p>第四十五条（削る）</p> <p>公害健康被害認定審査会は、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する委員をもつて組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。</p> <p>第四百四十五条 第二十三条第三項、<u>第四十五条第二項</u>又は第二百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（組織等）</p> <p>第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項及び第二項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。</p> <p>第四百四十五条 第二十三条第三項、<u>第四十五条第三項</u>又は第二百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（指定検査機関） 第五十七条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（指定検査機関） 第五十七条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を当該都道府県の公報に公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本指針） 第三条（略） 2・3（略） 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p>	<p>（基本指針） 第三条（略） 2・3（略） 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（仲裁委員会） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（仲裁委員会） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第四百四十一条の二（略）</p> <p>（定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）</p> <p>第四百四十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定め</p>	<p>第四百四十一条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

る仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第九章及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

（国の職員の取扱い）

第四百四十二条（略）

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三（略）

一〇十（略）

十一 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

（職員引継一般地方独立行政法人及び定款変更一般地方独立行政法人を除く。）

2・3（略）

附則

第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するそ

（国の職員の取扱い）

第四百四十二条（略）

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三（略）

一〇十（略）

十一 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

2・3（略）

附則

第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び総務大臣が指定するそ

<p>他の組合（以下この条において「対象組合」という。）の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金の交付の事業を行うことができる。</p> <p>2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>他の組合（以下この条において「対象組合」という。）の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金の交付の事業を行うことができる。</p> <p>2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、対象組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。</p> <p>3 対象組合は、政令で定めるところにより、前項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。</p> <p>4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人</p> <p>若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加える。</p> <p>（略）</p>	<p>（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加え、同条第三項中「第三十一条の四」を「同法第三十一条の四」に、「第三十一条の五」を「同法第三十一条の五」に改める。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（仲裁委員会） 第四十条（略） 2・3（略）</p> <p>4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の五中「労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは、「中央労働委員会の国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（仲裁委員会） 第四十条（略） 2・3（略）</p> <p>4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の四第二項中「仲裁委員二人以上」とあるのは「<u>仲裁委員の過半数</u>」と、同法第三十一条の五中「労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは、「<u>中央労働委員会の国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員</u>」と読み替えるものとする。</p>